

第三十二号

徳島県国民健康保険運営協議会設置条例の制定について

徳島県国民健康保険運営協議会設置条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県国民健康保険運営協議会設置条例

(設置)

第一条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第九条の規定に基づき、同法附則第七条の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成その他の国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、知事の附属機関として、徳島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 三人
 - 二 保険医又は保険薬剤師（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 三人
 - 三 公益を代表する委員 二人
 - 四 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 二人
- 2 委員は、知事が任命する。
 - 3 委員の任期は、前項の規定による任命の日から平成三十年三月三十一日までとする。

(会長)

第三条 協議会に、会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により国民健康保険法の一部が改正されたことに鑑み、知事の附属機関として、徳島県国民健康保険運営協議会を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。